

南相馬市条例第 号

南相馬市弔慰に関する条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、南相馬市（以下「市」という。）の自治に顕著な功勞のあった者が逝去されたときに、市が行う弔慰に関し必要な事項を定め、もって故人の市への貢獻に対する感謝及び追悼の意を遺族及び市民に表すことを目的とする。

（市葬の執行等）

第2条 次に掲げる者が死亡したときは、市葬（市が主催する葬儀をいう。）を執行し、又は弔慰金を支給することができる。

市の自治に対し、その功績が特に顕著であると認める者

ア 名誉市民（南相馬市名誉市民条例（平成18年条例第5号）

第1条に規定する者をいう。）

イ 現に市長又は議長の職にある者

ウ 8年以上市長又は議長の職にあった者

災害業務に従事する職員であって当該業務が原因で死亡した
もの

その他市長が特に認める者

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月13日から適用する。